

障害のある人の刑事手続きにおける情報通信技術に関する 意見書

法制審議会

刑事法（情報通信技術関係）部会
部会長 酒巻 匡 殿

弁護士有志一同
（後記一覧のとおり）

第1 はじめに

2006年12月13日、第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」については、日本も2014年1月20日に動条約を批准し、締約国となっている。同条約第13条で定められている障害者に対する「手続上の配慮」の実質的な保障を確保することは、2022年9月9日に公表された障害者権利委員会の日本に対する総括所見でも指摘されている。そこで、2022年6月27日に法務大臣から出された「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第122号）の検討に際しても、障害者に対する手続上の配慮が十分に確保されるよう検討が行われる必要がある。すなわち、刑事手続において情報通信システムが導入される場合には、当該システムがすべての障害者に対してアクセシビリティを備えたものであることが求められるのであって、国連により公表されている「障害者の司法を利用する機会に関する国際原則及びガイドライン（2020年）」の内容も参照しつつ、障害当事者その他の関係者と連携して、適切なシステムの構築が図られるべきである。

第2 書類の電子的方法による作成、発受及び電子的方法により作成・管理される証拠書類の閲覧・謄写について（諮問事項一・第1-1）

1 書類の電子的方法による作成について

（1）意見の趣旨

書類の電子的方法による作成に関する規定を整備することには賛成である。ただし、当該電子的方法で作成される書類については、視覚障害者等が画面読み上げソフトを用いて内容を理解できる形式を標準とするべきである。

（2）意見の理由

現在、視覚障害を持つ弁護士等の法曹関係者は、刑事手続きに関する書類を単独で読むことができず、補助者による朗読やOCRソフトによるテキスト変換など、自身で様々な工夫をして対応をしている状態である。

今後、刑事手続において取り扱われる書類等（供述書、供述録取書、公判調書等を含む）が視覚障害者等の用いる画面読み上げソフトで読み上げ可能な電子的方式で作成されることとなれば、現状の「社会的障壁」が解消され、その業務効率は飛躍的に改善する。

具体的には、テキスト情報が埋め込まれたPDFファイルであれば画面読み上げソフトによる読み上げが可能であり、データの不正な改変も困難であることから、これを

標準と定めるべきである。

2 書類のオンラインによる発受について

(1) 意見の趣旨

電子的方法で作成された刑事手続きに関する書類をオンラインで発受できる制度を創設することは賛成である。ただし、裁判所に対する申立てに限らず、検察官や被疑者・被告人への書類の発受についても広く利用が認められるべきである。また、オンラインでの発受に用いるウェブサイトは、視覚障害者等のアクセシビリティが確保されたものとなるよう求める。

(2) 意見の理由

書類のオンラインによる発受ができるようになり、裁判所まで各種申立書の提出に行く負担を省くことができることとなれば、例えば移動に困難がある視覚障害者や肢体障害者にとって、現状の「社会的障壁」が解消され、その業務効率は改善する。

もっとも、解消すべき社会的障壁は裁判所への各種申立てに限られるものではなく、検察官や被疑者・被告人への書類の発受についても存在するから、検察官や被疑者・被告人への書類の発受についても利用が認められるべきである。

また、刑事手続きに関する書類をウェブサイトへのアップロードおよびダウンロードの形で発受する場合、当該ウェブサイトが視覚障害者等の用いる画面読み上げソフトで操作可能なもの、あるいは弱視者でも利用可能なものでなければ、視覚障害を持つ法曹関係者等は、単独で書類の発受を行うことができないこととなる。

そのため、オンライン手続きに用いるウェブサイトを作成するに際しては、設計段階からいわゆるウェブアクセシビリティに十分配慮することを求める。

具体的には、ウェブサイトのアクセシビリティを定めた JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA を達成すべきである。

3 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写について

(1) 意見の趣旨

ア 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の仕組みを創設することは賛成である。証拠書類の閲覧・謄写がオンラインで行われる場合、書類の形式及びウェブサイトの設計について、視覚障害者等へのアクセシビリティを確保するよう求める。

イ 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与について、オンラインによる閲覧・謄写を原則とすべきである。証拠の一覧表も原則としてオンラインによる交付をする仕組みとすべきである。さらに、電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写について、裁判長の許可を不要とするべきである。

(2) 意見の理由

ア 意見の趣旨アについて

電子的方法により作成される証拠書類については、テキスト情報が埋め込まれた PDF ファイルなど、視覚障害者が画面読み上げソフトを用いてその内容を確認することができる形式でなければ、視覚障害を持つ法曹関係者は単独でその内容を確認することができない。

また、電子的方法により作成、管理されている証拠書類の閲覧・謄写がウェブサイトによるオンライン手続きを通じて行われる場合、当該ウェブサイトのアクセシビリティが確保されていないと、視覚障害等を持つ法曹関係者はこれを利用することができない。

そのため、電子的方法により作成・管理される証拠書類の形式をテキスト情報が埋め込まれたPDFファイルなど、視覚障害者にもアクセシブルな形式とするとともに、証拠の閲覧・謄写を行うウェブサイト自体のアクセシビリティが確保される必要がある。具体的には、当該ウェブサイトは、障害者等のアクセシビリティを定めたJIS X 8341-3:2016の適合レベルAAを満たす設計とするよう要望する。

イ 意見の趣旨イについて

現在検討されている制度の枠組み（諮問事項「一」第1—4）では、電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与について、オンラインによる閲覧・謄写を行うかどうかは検察官の裁量とされている。また、証拠の一覧表のオンラインによる交付も、検察官の裁量とされている。

さらに、電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写について、裁判長の許可が必要とされている。

視覚障害がある法曹関係者にとって、オンラインによって閲覧・謄写等が行われれば情報取得の困難が解消されることが期待される。また、知的障害や精神障害がある被告人にとって、テキストデータによる謄写等が行われれば、るびを振る支援等を行いやすくなり、知的障害や精神障害がある被告人の情報取得の困難も解消されることが期待される。

それにも関わらず、仮に、検察官がオンラインによる閲覧・謄写の機会の付与や証拠一覧表の交付をせず、あるいは裁判長がオンラインによる閲覧・謄写を許可しなかった場合には、視覚障害をもつ法曹関係者や知的障害や精神障害がある被告人の閲覧・謄写請求権ひいては防御権が害されることになり、障害者権利条約13条1項に反するものと考えられる。

なお、現在、弁護人による訴訟に関する書類等の閲覧・謄写には裁判長の許可が必要とされていないから（刑事訴訟法40条）、訴訟に関する書類等の閲覧・謄写に裁判長の許可が必要とされるのは、閲覧・謄写請求権に新たな制限を課すものと考えられるから、この点からも、裁判長の許可を不要とするべきである。

したがって、電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与及び証拠一覧表の交付について、オンラインによる閲覧・謄写・交付を原則とすべきであり、電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写について、裁判長の許可を不要とするべきである。

第3 令状の電子的方法による執行に関する規定の整備について（諮問事項一・第1—2）

1 意見の趣旨

令状の電子的方法による執行に関する規定の整備をすることには賛成である。

もともと、令状を執行する際、被処分者に呈示される電子計算機には画面読み上げソフトを入れることを標準とすべきであり、かつ、視覚障害者に対して令状を呈示する場合には画面読み上げソフトにより令状を読み上げるようにすべきである。

また、被処分者から令状をオンラインにより提供すること又は紙面に印刷したものを交付することを求められた場合には、これを提供又は交付する規律とすることを求める。

2 意見の理由

現状、視覚障害者にとって、令状を執行する際、令状を呈示されたとしても、その令状が裁判官により適法に発付されたものなのか、令状を呈示しているのが真に司法警察職員等であるのか、確認が困難な状況となっている。また、精神障害者や知的障害者等であって、令状の内容を理解することに支援又は時間が必要である者にとって、

令状を一時的に呈示されるだけでは内容を理解することができない状況となっている。

今後、被処分者に呈示される電子計算機に画面読み上げソフトや画面拡大ソフトなどのソフトが入っていれば、視覚障害者である被処分者は令状の内容を認識できるようになり、現状の「社会的障壁」が解消される。

また、被処分者に対する証明書等の電子的方法による提供がされる規律となるのと同様に（諮問事項一・第1—2?）、被処分者から令状をオンラインにより提供することを求められた場合にこれを交付する規律と設けることとなれば、令状の内容を理解するのに支援又は時間を要する者にとって「社会的障壁」を解消する一助になる。なお、障害者の中には電子計算機等の使用ができず、オンラインによる提供ができない者もいるから、オンラインによる提供に合わせて、紙面に印刷したものを交付することを求められた場合にこれを交付する規律を設けるべきである。

第4 電子的方法により作成・管理される証拠書類等に対する公判廷における証拠調べの方式（諮問事項一・第1—3）

1 意見の趣旨

被告人、弁護人、裁判員に聴覚障害がある場合、聴覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、請求者に再生させるものとするとともに、電磁的記録を文字に起こした書面の取調べも行うこととするよう求める。

2 意見の理由

被告人、弁護人、裁判員に聴覚障害がある場合、聴覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをする際、再生しか行わないと、証拠の内容を正確に認識することができない。なお、手話通訳や文字通訳、音声認識アプリでの対応も考えられるが、誤訳や誤変換等のリスクがある。

そこで、被告人、弁護人、裁判員に聴覚障害がある場合、聴覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、請求者に再生させるものとするとともに、電磁的記録を文字に起こした書面の取調べも行うこととするよう求める。

なお、被告人、弁護人、裁判員に視覚障害がある場合、視覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、証拠の内容が認識できるよう、信頼できる支援者による説明を受ける機会を設ける必要がある。また、視覚障害のある国選弁護人から、視覚的情報が証拠となる記録の検討のために国選弁護人の複数選任が必要である旨の申出がなされた際には、この申出に対して、裁判所は柔軟に対応すべきである。

第5 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うことについて（諮問事項二）

1 意見の趣旨

映像・音声の送受信の技術（以下、適宜、「遠隔」、「オンライン」という言葉を用いる場合がある）を活用して刑事手続を行うことは、聴覚障害のある被疑者・被告人にとっては、それぞれの利用する意思疎通の方法（手話通訳、文字通訳、補聴援助システムの利用等）により、それぞれ求められるシステム、運用が異なることに留意する必要がある。

とりわけ、被疑者・被告人が手話により意思疎通を行う場合、映像・音声の送受信の技術によるときは意思疎通が困難になるおそれがあり、原則として、映像・音声の送受信の技術を用いるのではなく、対面の方法によるべきである。

映像・音声の送受信の技術により手続を行うかどうかについては、強制されず、聴覚

障害のある被疑者・被告人が選択できることとすべきであり、聴覚障害のある被疑者・被告人がこれを選択した場合でも、システム、環境及び運用上、意思疎通に支障が生じない態勢を確保することを条件として実施されなければならない。

2 意見の理由

- (1) 刑事手続においては、被疑者・被告人の防御権を保障する観点から、聴覚障害のある被疑者・被告人に関する捜査・公判等の各手続につき映像・音声の送受信により行う場合、補聴システムの適切な利用、あるいは手話通訳又は文字（文字通訳や音声認識による字幕）により、裁判官、検察官、弁護人の発する言葉が正確に伝達、通訳されることが必要不可欠である。

映像・音声の送受信の技術により各種手続を行う場合、補聴援助システムの適切な利用、及び、正確な通訳を行い得るよう、良好な通信環境の確保のほか、鮮明な映像を映し出すことができる機器やカメラの利用や、運用につき留意が必要である。

なお、この必要性は、聴覚障害のある証人、弁護人その他の訴訟関係者にとっても同様である。

- (2) 聴覚障害について

聴覚障害者は、第一言語が手話であるか日本語（音声言語）であるか、聴覚障害を発症した時期、聴力の程度等により、各自のコミュニケーションの方法が異なる。

軽度から中度の聴力の難聴の場合、補聴器や補聴援助システム（ヒアリンググループ、FM送受信機など）を利用（聴覚活用）して音声のみでやりとりをする方法、重度難聴で聴覚活用のほか文字（字幕）を利用する方法、手話（通訳）により情報を得る方法、自身の発話は口話又は手話により行うなど、各自によりコミュニケーションの方法が異なる。

したがって、被疑者・被告人がコミュニケーションをとりやすい方法を選択できることが必要である。

- (3) 各方法につき留意すべき事項は以下のとおりである。

ア 被疑者・被告人が手話により意思疎通を行う場合、手話通訳を介して裁判官、検察官、弁護人の話す内容をすべて伝え、被疑者・被告人の発言も手話通訳が手話を読み取り、音声により伝達することになる。

手話は、手や指、顔の表情（動き）などを使った視覚言語であり、音声言語とは異なる文法体系を持った独自の言語である。手の形や位置、動かす方向、体の動き、眉の動きや口の形、首の動かし方なども手話を構成する要素であり、これらが同時に空間に展開されるため、オンライン上ではこれらの読み取りに困難を伴うことがしばしば生じる。また、手話通訳は、発言者が誰であるかの情報も位置を指差して示すが、オンラインの画面上では誰の発言であるかを示すことは困難である。刑事責任が決まるかもしれない重要な局面において、遠隔通訳により、読み取りの誤りや漏れがあれば、取り返しのつかないこととなり、被疑者・被告人の受ける不利益を計り知れない。したがって、原則として、被疑者・被告人が手話により意思疎通を行う場合、映像・音声の送受信の技術を用いて手続を行うのではなく、対面により行うべきである。

他方で、緊急時（交通事故発生時、現行犯逮捕や緊急逮捕など）に手話通訳の同行手配が間に合わない場合に、手話通訳が遠隔により通訳を行うことは、聞こえない者の防御権保障の観点から活用すべきといえる。

映像・音声の送受信の技術により各手続を行う場合、良好な通信環境を確保するほか、使用するモニター、カメラは、手の動きや表情等を鮮明に映し出すことが可能な性能のものを用いる必要があり、カメラを設置する位置等についても留意が必要である。また、

手続進行中に、映像により手話を読み取れないなど意思疎通に困難が生じた場合、手続を中止し、対面の方法に切り替える対応も必要である（以上につき、一般社団法人日本手話通訳士協会のヒアリング結果（別紙1）も参照）。

イ 被疑者・被告人が文字（字幕）を必要とする場合、裁判官、検察官、弁護人の話す内容をすべて文字にして表示する必要がある。補聴器や人工内耳を装用し、聴覚活用により音声もしつつも、正確な聴き取りができず文字により補う必要がある場合もある。

発話内容を文字通訳者がパソコン等により入力して表出する方法や、音声認識機能（例えばTeamsにおけるライブキャプションやライブトランスクリプション機能、「UD トーク」等の音声認識アプリ）を利用する方法がある。音声認識機能を利用する場合も、誤認識、誤変換を修正して表出する必要があり、また、表出方法についても、文字の大きさ、行数等につき、無理なく読めるように配慮が必要である。なお、文字の表出は、文字通訳者による場合、音声認識アプリを利用し人が修正する場合のいずれも、遠隔の文字通訳者等によることが可能である。

ウ 被疑者・被告人が、補聴器や人工内耳を装用し、聴覚活用によりコミュニケーションをとる場合、使用するパソコン、スピーカー等の音響機器につき、クリアな音質の物を利用されたい。また、この場合でも、音声のみでは意思疎通に支障が生じる場合には、上記の文字通訳も併用するべきである。

第6 刑事手続における意思疎通支援が必要な被疑者・被告人に対して、対面で行われている捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うことについて（諮問事項二）

1 意見の趣旨

映像・音声の送受信の技術を活用して刑事手続を行う場合には、知的障害、発達障害、精神障害のある被疑者・被告人の中には、意思疎通に困難を抱える者が少なくないことを留意し、それぞれの障害特性に応じて、必要な意思疎通支援がなされる必要がある。

必要な意思疎通支援がなされなかったり、映像・音声の送受信の技術による場合は意思疎通が困難になるおそれがある場合は、原則として、映像・音声の送受信の技術を用いるのではなく、対面の方法によるべきである。

映像・音声の送受信の技術により手続を行うかどうかについては、強制されず、意思疎通支援が必要な障害のある被疑者・被告人が選択できることとすべきであり、意思疎通に障害のある被疑者・被告人がこれを選択した場合でも、システム、環境及び運用上、意思疎通に支障が生じない態勢を確保することを条件として実施されなければならない。

知的障害のある被疑者・被告人に対して、映像・音声の送受信による刑事手続を行おうとするときは、意思疎通支援に加えて、十分な情報通信技術の利用支援を行う必要がある。

2 意見の理由

(1) 意思疎通支援の必要性

障害のある人が障害のない人と同じように司法手続を利用するためには、情報保障が不可欠である。障害者基本法も29条で、「障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。」と定めている。

視覚障害や聴覚障害の場合に意思疎通の手段が不可欠であることは、比較的わかりやすいが、知的障害、発達障害、精神障害のある者も、その障害特性としてコミュニケーションの障害、意思疎通の障害を有しており、その程度は個人によって差はあるが、自己を防

衛するための情報を得ることに支障がある。そのために、個々の障害特性に応じた情報保障は必要不可欠である。

(2) 発達障害の場合

知的や発達、精神障害のある被疑者・被告人に対する情報保障の必要性はわかりづらいところがあるので、発達障害の一例を以下に述べる。ただ、情報保障や合理的配慮については、個々具体的に判断されるため、障害特性により異なり、同じ障害でも個人によって千差万別であり、同じ人でもその時の身体的状況や環境によって異なることに留意すべきである。

障害特性としてコミュニケーション（意思疎通）に困難を抱える発達障害のある人にとって、情報が得られるようにするための情報保障は非常に重要である。そのうち、自閉症スペクトラム症（以下、「ASD」という。）の場合は、聴覚情報よりも視覚情報の方がシンプルに情報が得やすいという視覚優位の人が多く、絵カードやコミュニケーション支援ボードなどによる視覚情報による情報保障が有効とされている。ただ、コミュニケーションボードでは、情報が多すぎて、どれを見たらわからなくてかえって混乱する人もいるため、最近では、絵カード等をアプリに取り込み、それぞれの人の特性に応じてカスタマイズするものが出てきている。また、文字情報でも情報が得られる人には、UDトークが有効である。

ASDの被疑者・被告人に対して、捜査・公判等の手続を映像・音声の送受信により行うことについては、ASDの特性であるシングルフォーカスや想像力の障害、供述特性などを十分に考慮して、慎重に検討するべきである。なお、詳細については、別紙2事例報告を参照されたい。

(3) まとめ

このように、情報通信技術の進化によって、意思疎通支援が進むことは歓迎すべきであるので、積極的に刑事手続においても取り入れるべきと考える。ただ、あくまで、個々具体的に個々の障害特性に応じた適切な支援がなされなければならない。また、支援はその実施も含めて選択可能なものとすべきであって、一律に特定の支援を強制されるべきではない。

同時に、情報通信技術の進化によって、障害のある人の司法への参加が阻害されるようなことがあってはならない。特に知的障害や高齢の被疑者・被告人等、情報通信技術の利用について困難が予想される場合は、十分な情報通信技術の利用支援を行うことが不可欠である。

以上

【弁護士有志一覧】

田中伸明、田門浩、若林亮、松田峻、久保陽奈、大胡田誠、板原愛、幡野博基、辻川圭乃

一般社団法人日本手話通訳士協会に対するヒアリング結果（要旨）

（回答者：同協会副会長・手話通訳士 高井洋氏）

（結論）

- ・取調べ、接見交通、公判等の刑事手続においては、被疑者、被告人が手話を用いる場合には、オンラインで行うことには消極意見である。
- ・他方、事故発生時や現行犯逮捕時等の緊急時に、手話通訳が手配されずに不利益を被ることもあり、緊急時にオンラインでの手話通訳を行うことには効果があると考えます。
- ・オンラインで手話通訳を行う場合、被疑者・被告人及び手話通訳は、読み取りに誤りや漏れが生じうることを理解し、それに留意したうえで行うこととすべきである。
- ・オンラインで手話通訳を行う場合、良好な通信環境の確保のほか、モニターの大きさ、カメラの性能や配置等に留意し、手話の読み取りに支障の生じない環境の構築及び運用が不可欠であり、これらを裁判所等の側で準備していただく必要がある。
- ・手話通訳が2人以上対応する場合、臨機応変に打合せ、対応ができるように、同じ場所から参加する運用にすべきである。

（理由）

- ・コロナ禍において Zoom や Teams 等のウェブ会議システムを利用して通訳を行うことも増えたが、通訳の立場としては、オンラインでは非常にやりにくいというのは明らかになっている。
- ・手や指の動きには表れない本人の微妙な表情（眉や顎の動き等）や息遣い、その他、手の位置（身体に近い位置か、離れているかの奥行き）なども通訳において重要な要素であるが、オンラインでは読み取りにくい。
- ・刑事手続における手話通訳の経験上、手話を第一言語とする被疑者、被告人には、オンライン会議で画面上の手話通訳を介してやりとりをする経験がない人も多いと思われ、そのような被疑者、被告人が、オンラインでのやりとりを行うのは困難といえる。
- ・現在、家事調停事件において、調停委員や弁護士は裁判所、本人は自宅から手話通訳とともに参加するケースがあるが、画面上で調停委員と弁護士のみでやりとりが進み、本人の傍らにいる通訳が、適宜（通訳だけではなく）「本人が理解できていない」、「意味が分からない」といったフォローをしなければ、本人が発言できずに置き去りにされてしまうこともある。
- ・他方で、交通事故を起こしたり、現行犯逮捕される場合などの緊急時に、手話通訳が手配されていない状況で意思疎通ができずに不利益を被ることのないように、オンラインで手話通訳を行うことは効果があると考えられる。実際、交通事故や現行犯逮捕の際に、手話による意思疎通ができず、相手方の話のみにより事故処理が進められてしまったり、逮捕時に弁解を述べることもできないということがあり、それによる不利益が生じている状況がある。
- ・取調べや公判など、緊急ではない場合に、手話を読み取りにくい環境による必要はない。
- ・オンラインでの手話通訳が原則となったり強制されることは、聞こえない人の権利が侵害されてしまうのではないかと、また、適切な通訳ができないのではないかとという2点において危機感がある。
- ・仮にオンラインで手話通訳を行う場合のシステム及び環境上の必要事項は以下のとおり。

（オンラインで手話通訳を行う場合のシステム、環境面での必要事項）

- ・モニター
- ・手話通訳、本人を映し出すものは、フルHD以上の解像度の機器とし、十分な大きさのものとすること

- ・カメラ画像
 - ・背景は単一色で逆光は避ける。必ず聞こえない方の表情などを詳細に映し出すものを使用する。
 - ・設置位置などにより心理的な圧迫があるため、カメラの位置は通訳者を下から上方向に映すのは適当ではない（通訳者向けのカメラを下から上に向けると、上から見下ろすようになるため、心理的圧迫を感じやすくなる）。
- ・音声
 - ・司法従事者だけではなく、必ず聞こえない方の発する音も必要である。
発せられる声、呼吸音、手の動き、机や椅子など、すべてが通訳時に必要な情報である。
 - ・マイクは、単一指向性(司法従事者・通訳者)、全指向性(聞こえない方)が望ましい。
- ・ヘッドセット
 - ・ステレオタイプのノンワイヤードタイプが望ましい。
- ・その他
 - ・画面に聞こえない方、司法従事者、通訳者の画像は必ず提示されたい。
 - ・カメラや音声のコントロールなどは、その場にいる司法従事者が行えること。
(システム担当者しか行えない場合、柔軟な対応ができなくなるため)

以上

別紙 2

事例報告

弁護士 辻 川 圭 乃

1. はじめに

私は、これまでに、知的障害、発達障害及び精神障害などを有する被疑者・被告人を数多く弁護してきました。その中で、特に刑事手続きの IT 化に関連して、特に印象に残った事例についてご報告いたします。

2. アスペルガー症候群の診断を受けた男性（A さん）の事例

控訴審の弁護人として初めて A さんと接見したとき、私が質問をすると、A さんは、目を合わせようとせず、持参した紙に何かを一生懸命書いた後、ぼそっと答えてくれました。

一体何を書いているのかと覗いてみると、紙には、とても小さい字で私が質問した言葉と自分が答えた言葉が書かれていました。自閉症スペクトラム症（以下、「ASD」といいます。）の人は、一般的に情報の取得に関しては視覚優位といわれています。耳で聞く情報より、目で見ただけの方が理解しやすいのです。A さんも、私の質問を紙上に文字にしてそれを目にすることで、正確に質問の意味を把握しようとしたのだと思います。

原審の裁判員裁判では、被告人質問の際に、A さんがメモをとることは許されていませんでした。原審の弁護人は、A さんの特性に気づかずに申出をなかったのですが、A さんにとっては、質問の意味を把握するのにかなりの困難を伴い、非常に疲れたと思います。A さんは真摯に正直に答えたのですが、質問者からは意図した答えでなかったためか、何度も同じような質問をされ、A さんとしては、非常に混乱をしました。具体的には、なかなか反省の言葉を述べない A さんに対して、裁判官から「あなたはいったいなぜここ（法廷）にいるのですか。」という質問がされました。A さんは必死に考えて、「義務だからです。」と答え、法廷にいる人全員のひんしゆくを買う結果となりました。

このとき、もしも、被告人質問の際に UD トークのように、瞬時に発言がタブレットに表示されるような IT 機器を使用することができれば、A さんは、落ち着いて裁判官の質問を考えることができ、質問の意味を取り違えることはなかったかもしれません。

3. ASD の障害特性

自閉症というと、自ら心を閉ざしていると思われがちですが、けっしてそうではありません。ASD は、脳の伝達物質が何らかの原因で正常に機能

しない、脳の機能的な障害です。

ASDの幼児期の特徴のひとつに、聴力に異常があるわけではないのに名前を呼んでも振り向かないというものがあります。健常児は、自分の名前が聞こえると、何かなと呼んだ人の方を見ます。それは、耳から入ってくるいろいろな情報のうち、「自分の名前」の情報だけをより分けて、脳に伝達することで、脳が誰かが自分を読んでいると認識するからです。しかし、ASDの場合は、必要な情報だけをより分けて脳に伝達するというところがうまく機能しないと考えられています。木々のざわめきも、車の騒音も、他の人たちの雑談も、自分を呼ぶ声も、同じレベルで入ってくるために、脳が何を認識したらよいかわからなくなるのではないかと思われます。感覚過敏と相まって耳を押さえるしぐさをすることが多いのもそのためだと考えられます。

すなわち、ASDは、情報を得ること（インプット）に困難を抱える障害といえます。

4. 情報保障の必要性

そのため、ASDの人は、総じてコミュニケーション（意思疎通）に困難を抱えています。一見して、コミュニケーションに問題がないように思えるアスペルガータイプの場合も、例外ではありません。

情報を得ることに困難を抱える人に対しては、情報が得られるようにするための情報保障が必要です。ASDの場合、聴覚情報よりも視覚情報の方が、シンプルに情報が得やすいという視覚優位の人が多いので、視覚情報による情報保障が有効です。

視覚支援としては、絵カードやコミュニケーション支援ボード¹などがあります。しかし、どのような情報保障の方法がよいかは、人によって異なります。コミュニケーションボードでは、情報が多すぎて、どれを見たらわからなくてかえって混乱する人もいます。そのため、最近は、絵カード等をアプリに取り込み、それぞれの人の特性に応じてカスタマイズするものも出てきています。また、文字情報でも情報が得られる人には、UDトークが有効です。

5. ビデオリンクでの問題点

ASDの特性として、シングルフォーカスがあります。シングルフォーカ

¹ 警察版や救急隊用などもできています。公益財団法人明治安田こころの健康財団：
<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>

スとは、ある部分に注意が集中すると、別の部分や全体との関係が掴みづらくなり、物事の全体像が把握しづらくなることです。ASDの興味の狭さの元になる「木を見て森を見ず」の認知傾向でもあります。ASDの人は、シングルフォーカスのために、一度に一つのことしか目に入らず、多くの情報の中の一部に反応してしまう傾向にあるため、同時にいろんなことをこなすことが苦手です。何か一つの刺激に反応すると、一つの事に集中してしまい、他の感覚に意識が行かなくなり、抜け落ちてしまいます。

ビデオリンクの場合に、例えば、画面上のある部分（例えばロゴマークなど）に意識が集中すると、それが気になって、実際の質問事項について意識を集中することができなくなるおそれがあります。また、画面上に複数の画面が表示されると、どれを見てよいかわからなくなり、混乱してしまうこともあります。

そのほか、ASDの障害特性のひとつに、想像力の障害があります。そのため、WEB上では、現実と虚構の区別がつきづらくなる可能性も考えられます。

更に、被誘導性や迎合性が非常に強いという供述特性がある人が多いため、その供述特性をよくわかっている補助者もしくは弁護人が側にいて、本人の供述の任意性や信用性に常に注意を払う必要があります。

特に話すことができるタイプのASDの場合、一見すると理解しているかのように話をしているようでも、実際には真の言葉の意味を理解していないことは少なくありません。Aさんもそのタイプです。この場合、自閉症の供述特性をよくわかっている補助者²は、言葉ではなく、その人の表情や声のトーン、仕草などの非言語的コミュニケーションを重視して、その人が本当に理解しているのか否かを見極めます。同時に、本人に真の言葉の意味を伝えるために、やはり、言葉だけではなく、さまざまな非言語的コミュニケーションを駆使することが必要になります。そのため、熟練の人でもビデオリンクにより支援をすることは至難の業と思われれます。そういう意味では、聴覚障害のある人に対する日本手話の通訳の問題と共通するところがあります。

捜査や公判手続きでビデオリンクを利用する場合には、以上のような問題点により、ASDの被疑者・被告人が不利益にならないよう、慎重に判断すべきであると考えます。

以上

² 国連障害者権利委員会の第1回日本審査に対する総括所見では、‘autism referent persons’と表現されています。